

公益社団法人日本放射線腫瘍学会 生物部会規約

第 1 章 総則

第 1 条

本部会は日本放射線腫瘍学会生物部会と称し、日本放射線腫瘍学会に属するものとする。
(Radiation Biology Group / Japanese Society for Radiation Oncology)

第 2 条

本部会は放射線腫瘍学に係る生物学研究の連絡と提携、および促進並びに教育支援をはかり、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条

本部会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、放射線による制癌シンポジウム、放射線生物学セミナーなどの開催
- (2) 放射線腫瘍生物学に関する研究の推奨と発展を目的として顕彰事業
(別に定める生物部会賞規約による)
- (3) その他本部会の目的達成に必要な事業

第 4 条

名誉部会員は、部会に特に顕著な功労があった非部会員も就任を可とし、原則、永久の称号とする。

第2章 規約の改廃

第 5 条

規約の改廃は幹事会出席者(委任状によるものを含む)の3分の2以上の決議を必要とする。なお、理事会へは報告を行うものとする。

第 6 条

この規約の施行について必要な細則は、幹事会の決議を経て部会長が定める。

附則

この規約は理事会の承認を経たのち、2022年6月30日より施行する。